

## 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新発田地域振興局仮設庁舎の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成24年7月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

### 1 入札に付する事項

- (1) 件 名 新発田地域振興局仮設庁舎賃貸借
- (2) 納入場所 新潟県新発田市豊町3-3-2地内
- (3) 賃貸借物件 賃貸借物件の仕様等は、「入札説明書」による。  
構 造 鉄骨造（プレハブ）  
階 数 2階建て  
建築面積 228m<sup>2</sup> 内外  
延床面積 429m<sup>2</sup> 内外
- (4) 納入時期 契約締結の日から平成24年10月19日まで
- (5) 賃貸借期間 平成24年10月20日から平成26年1月31日まで
- (6) 解体撤去時期 平成26年3月28日まで

### 2 入札に関する必要事項を示す日時及び場所

新潟県ホームページ「入札・発注・売却情報」（<http://www.pref.niigata.lg.jp/order.html>）にて公開するほか、次のとおり書面により配布する。

- (1) 日 時 平成24年7月20日（金）から平成24年8月1日（水）まで（土曜日、日曜日は除く。）の各日の午前9時30分から午後4時まで
- (2) 場 所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県総務管理部管財課庁舎施設班  
ほか、新潟県庁行政庁舎入札室、新発田地域振興局

### 3 参加資格の確認

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより「参加資格確認申請書」を提出しなければならない。
  - ア 提出期間 平成24年7月30日（月）から平成24年8月1日（水）までの各日の午前9時から午後4時まで
  - イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県総務管理部管財課庁舎施設班
- (2) 参加資格の確認結果通知
  - ア 参加資格の確認結果については、「参加資格確認申請書」を提出した者にそれぞれ書面により通知する。
  - イ 参加資格が認められなかった者は、参加資格の確認結果に関する通知書に指定された日（郵送の場合は、当日消印）までの間、その理由の説明を書面（様式自由）により請求することができる。

### 4 設計図書の配布

- (1) 入札参加を認められた者は、次に定めるところにより設計図書を貸与する。
  - ア 日 時 平成24年8月3日（金）から平成24年8月20日（月）まで（土曜日、日曜日は除く。）の各日の午前9時から午後5時まで
  - イ 場 所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県総務管理部管財課庁舎施設班
- (2) 設計図書に関する質問及びその回答
  - ア 質 問
    - ① 質問方法 質問事項を記載した書面を受付場所に持参、又は電子メールにより送信する方法による。
    - ② 受付日時 平成24年8月15日（水）から平成24年8月16日（木）までの各日の午前9時から午後4時まで
    - ③ 受付場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県総務管理部管財課庁舎施設班  
電子メール [ngt010080@pref.niigata.lg.jp](mailto:ngt010080@pref.niigata.lg.jp)
  - イ 回答方法  
新潟県ホームページ「入札・発注・売却情報」（<http://www.pref.niigata.lg.jp/order.html>）にて平成

24年8月17日(金)午後3時以降(予定)に公開する。

5 入札の日時等

- (1) 日 時 平成24年8月21日(火) 午前10時30分
- (2) 場 所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県庁行政庁舎入札室

(3) その他

ア 入札金額の記載

落札にあたり、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(その金額に1円未満の端数があるとき、当該端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札回数

2回を限度とする。

6 入札に参加する者に必要な資格

単体企業にあつては、以下の要件を全て満たす者であること。

経常共同企業体にあつては、構成員の全てが(1)から(4)の要件を、経常共同企業体として(5)、(6)の要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本件に係る参加資格確認申請書を提出した日から本件の入札までの間において、新潟県知事から指名停止措置を受けた者(指名停止期間の一部が属するものを含む。)でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。(ただし、更生手続開始の決定後、新たに入札参加資格審査を受けて入札参加資格者名簿に登載された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。(ただし、再生手続開始の決定後、新たに入札参加資格審査を受けて入札参加資格者名簿に登載された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)
- (5) 新潟県建設工事入札参加資格審査規程(昭和58年新潟県告示第3296号)に基づく入札参加資格の審査(以下「入札参加資格審査」という。)を受け、建築一式工事に関し、平成24・25年度の入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (6) 平成24・25年度の入札参加資格審査において、建築一式工事に係る格付けがA級であること。

7 その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨(契約当事者に関する記載部分を除く。)

(2) 入札保証金

契約金額の100分の5に相当する金額(1円未満切り上げ)以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。)第43条第1項第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額(1円未満切り上げ)以上の金額とする。ただし、規則第44条第1項第1号及び第2号に該当する場合は免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であつて、規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

入札の結果、落札者がいない場合において、入札書等比較予定価格と最低の価格で入札した者の入札金額との差が、入札書等比較予定価格の10%以内の場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、その者と随意契約を締結するものとする。

(7) 契約の停止

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続(平成8年1月新潟県告示第209号)に基づく苦情申立

があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

この公告に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約に関しては、新潟県財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

(9) 問い合わせ先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県総務管理部管財課庁舎施設班 担当：長場

電話番号 025-280-5065 (直通)

8 Summary

(1) Project name:

Lease contract for a temporary prefabricated government building at the Shibata Regional Promotion Bureau

(2) Submission of application for bidding participation:

Submission period:

July 30<sup>th</sup> to August 1<sup>st</sup>, 2012

9 : 00a.m. to 4 : 00p.m. each day

Submission address:

Facilities Management Team

Property Administration Division

Department of General Affairs and Management

Niigata Prefectural Government

4 - 1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata 950-8570

(3) Time and place of bidding:

Starting at 10 : 30a.m. August 21<sup>th</sup>, 2012

Niigata Prefectural Administration Building Bidding Room

4 - 1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata 950-8570

(4) For further information, please contact:

Facilities Management Team

Property Administration Division

Department of General Affairs and Management

Niigata Prefectural Government

4 - 1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata 950-8570

TEL:025-280-5065